

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和5年4月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム3		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	1. 宛名情報等の管理機能 宛名情報等を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 2. 既存システムとの連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 3. 宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能、また、各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し各事務システム及び中間サーバに対し返却する機能 4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム4		
①システムの名称	電子申告システム(eltax)	
②システムの機能	・申告データの審査と管理 ・償却資産申告データの連携	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政部 資産税課、納税課	
②所属長の役職名	資産税課長、納税課長	
7. 他の評価実施機関		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	現在、小樽市内に固定資産を保有する納税義務者及び納税通知書の送付先となる納税管理人並びに過去の納税義務者及び納税管理人の一部
その必要性	固定資産税・都市計画税の賦課を行うに当たり、所有者や納税義務者、納税管理人などの住所・氏名・所有資産などを正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:所有者や納税義務者、納税管理人を正確に特定するために保有 ・4情報:所有者や納税義務者、納税管理人へ正確に納税通知書を送付するために保有 ・地方税情報:納税義務者に対し固定資産税・都市計画税を正確に賦課するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活環境部 戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村から入手) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (電子申告により提出された申告書)	
③使用目的 ※	公平・正確な固定資産税・都市計画税賦課のため	
④使用の主体	使用部署	財政部資産税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 賦課に関する業務 ・登記の異動情報や償却資産申告書などから当該資産の所有者(納税義務者)を特定する。 ・所有資産の登記情報などから、固定資産評価額を決定し、固定資産税・都市計画税を算出する。 ・毎年、1月1日の固定資産所有者に対し、固定資産税・都市計画税を賦課し、納税通知書を送付する。 II 各種証明書の発行に関する業務 ・賦課情報に基づき、固定資産に係る各種証明書を発行する。 III 納税義務者及び所有資産の管理 ・登記の異動情報や所有者からの届出などにより、所有資産の状況や所有者などの情報を修正、特
	情報の突合	住民票関係情報と突合して、納税義務者の特定、異動を把握する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	固定資産税システムの保守運用	
①委託内容	固定資産税システムの保守運用	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、個人情報を取り扱う業務の着手前に、書面により再委託する旨を申請し、その承認を得なければならない。
	⑥再委託事項	固定資産税システムの保守運用

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<土地課税情報>

1. 個人番号、2. 物件番号、3. 所在地、4. 管轄、5. 異動年月日、6. 異動事由、7. 敷地番号、8. 使用収益日、9. 所有者宛名番号、10. 所有者世帯番号、11. 所有者世帯識別、12. 所有者漢字氏名、13. 所有者カナ氏名、14. 所有者生年月日、15. 所有者住所、16. 所有者性別、17. 所有者異動年月日、18. 所有者異動理由、19. 納税義務者世帯番号、20. 納税義務者世帯識別、21. 納税義務者漢字氏名、22. 納税義務者カナ氏名、23. 納税義務者生年月日、24. 納税義務者住所、25. 納税義務者性別、26. 納税義務者異動年月日、27. 納税義務者異動理由、28. 所有区分、29. 評価決定日、30. 評価異動理由、31. 評価パターン番号、32. 現況地目、33. 市街化区分、34. 農地区分、35. 農舎評価区分、36. 生産緑地区分、37. 画地番号、38. 非課税事由、39. 都市計画税(該当・非該当)、40. 現況地積(㎡)、41. 課税地積(㎡)、42. 小規模地積(㎡)、43. 一般地積(㎡)、44. 非住宅地積(㎡)、45. 非課税地積(㎡)、46. 類似土地、47. 用途変更宅地(該当・非該当)、48. 市街化農地開始年度、49. 農地最終課税標準額、50. 砂防地調書整理番号、51. 砂防地指定開始年度、52. 砂防地採用地積(㎡)、53. 砂防地地積割合、54. 評価替年度、55. 評価区分、56. 標準地/路線、57. 用途地区、58. 単価、59. 造成費単価、60. 評価額、61. 評価額単価、62. 計算基準年度(土地評価額明細情報)、63. 造成費区分(土地評価額明細情報)、64. 比準割合(土地評価額明細情報)、65. 評価額単価補正率(土地評価額明細情報)、66. 時点修正率(土地評価額明細情報)、67. 宅地化調整補正率(土地評価額明細情報)、68. 課税標準賦課年度、69. 固定課税標準額、70. 固定特例分課税標準額、71. 固定軽減税相当額、72. 固定減免税相当額、73. 都計課税標準額、74. 都計特例分課税標準額、75. 都計軽減税相当額、76. 都計減免税相当額、77. 用途変更区分小規模(該当・非該当)(土地課税標準額明細情報)、78. 用途変更区分一般(該当・非該当)(土地課税標準額明細情報)、79. 用途変更区分非住宅(該当・非該当)(土地課税標準額明細情報)、80. 固定減税相当額(土地課税標準額明細情報)、81. 固定明細区分(土地課税標準額明細情報)、82. 固定減額後明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、83. 固定前年明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、84. 固定上昇率(土地課税標準額明細情報)、85. 固定負担水準(土地課税標準額明細情報)、86. 固定負担調整(土地課税標準額明細情報)、87. 固定本則区分(土地課税標準額明細情報)、88. 固定本則額(土地課税標準額明細情報)、89. 固定減額1相当額(土地課税標準額明細情報)、90. 固定減額2相当額(土地課税標準額明細情報)、91. 都計減税相当額(土地課税標準額明細情報)、92. 都計明細区分(土地課税標準額明細情報)、93. 都計減額後明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、94. 都計前年明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、95. 都計前年減額後明細課税標準額(土地課税標準額明細情報)、96. 都計上昇率(土地課税標準額明細情報)、97. 都計負担水準(土地課税標準額明細情報)、98. 都計負担調整(土地課税標準額明細情報)、99. 都計本則区分(土地課税標準額明細情報)、100. 都計本則額(土地課税標準額明細情報)、101. 都計減額1相当額(土地課税標準額明細情報)、102. 都計減額2相当額(土地課税標準額明細情報)、103. 特例区分、104. 特例区分適用年度、105. 特例区分対象地積(㎡)、106. 特例区分特例率、107. 軽減区分、108. 軽減区分適用年度、109. 軽減区分対象地積(㎡)、110. 軽減区分軽減率、111. 減免区分、112. 減免区分適用年度、113. 減免区分対象地積(㎡)、114. 減免区分減免率、115. 共有者選択区分、116. 義務者共有区分、117. 連番(共有情報)、118. 構成員氏名(共有情報)、119. 構成員住所(共有情報)、120. 共有区分(共有情報)、121. 割合(分子)(共有情報)、122. 割合(分母)(共有情報)、123. 宛名番号(共有情報)、124. 登記異動日、125. 登記異動理由、126. 名義人氏名(登記情報)、127. 名義人住所(登記情報)、128. 登記地目(登記情報)、129. 登記地積(登記情報)(㎡)、130. 保有税区分、131. 保有税猶予・免除区分、132. 保有税取得年月日、133. 国土調査調査地積(㎡)、134. 国土調査完了区分、135. 国土調査調査年月日、136. 国土調査下水道区分、137. 農振区分、138. 鉄道沿線、139. 備考、140. 付箋情報

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<家屋課税情報>

1. 個人番号、2. 物件番号、3. 所在地、4. 管轄、5. 異動年月日、6. 異動事由、7. 増築区分、8. 母屋番号、9. 所有者宛名番号、10. 所有者世帯番号、11. 所有者世帯識別、12. 所有者漢字氏名、13. 所有者カナ氏名、14. 所有者生年月日、15. 所有者住所、16. 所有者性別、17. 所有者異動年月日、18. 所有者異動理由、19. 納税義務者宛名番号、20. 納税義務者世帯番号、21. 納税義務者世帯識別、22. 納税義務者漢字氏名、23. 納税義務者カナ氏名、24. 納税義務者生年月日、25. 納税義務者住所、26. 納税義務者性別、27. 納税義務者異動年月日、28. 納税義務者異動理由、29. 所有区分、30. 評価決定日、31. 評価異動理由、32. 評価パターン番号、33. 建築年月日、34. 評価年、35. 建築区分、36. 減失年、37. 用途区分、38. 種類区分、39. 構造区分、40. 鉄骨区分、41. 工法区分、42. 屋根区分、43. 地上階層、44. 地下階層、45. 床面積(㎡)、46. 1階床面積(㎡)、47. 1階以外床面積(㎡)、48. 市街化区分、49. 非課税事由、50. 都市計画税(該当・非該当)、51. 賦課年度、52. 評価替年度、53. ㎡当り再建築費評点数、54. 経年減点補正率、55. 一点単価、56. 決定価格、57. 固定課税標準額、58. 固定特例分課税標準額、59. 固定軽減税相当額、60. 固定減免税相当額、61. 都計課税標準額、62. 都計特例分課税標準額、63. 都計軽減税相当額、64. 都計減免税相当額、65. 再建築費評点数(家屋評価額明細情報)、66. 経過年数(家屋評価額明細情報)、67. 変更フラグ、68. 表番号(家屋評価額明細情報)、69. 列番号(家屋評価額明細情報)、70. 変更経過年数(家屋評価額明細情報)、71. 積雪寒冷補正率(家屋評価額明細情報)、72. 損耗補正率(家屋評価額明細情報)、73. 需給補正率(家屋評価額明細情報)、74. 理論評価額(家屋評価額明細情報)、75. 在来家屋の旧評価額(家屋評価額明細情報)、76. 特例区分、77. 特例区分適用年度、78. 特例区分対象床面積(㎡)、79. 特例区分特例率、80. 軽減区分、81. 軽減区分適用年度、82. 軽減区分対象床面積(㎡)、83. 軽減区分軽減率、84. 軽減区分軽減外区分、85. 軽減区分2(併用分)、86. 軽減区分2適用年度(併用分)、87. 軽減区分2対象床面積(併用分)、88. 軽減区分2軽減率(併用分)、89. 軽減区分2計算区分(併用分)、90. 軽減区分3(併用分)、91. 軽減区分3適用年度(併用分)、92. 軽減区分3対象床面積(併用分)、93. 軽減区分3軽減率(併用分)、94. 軽減区分3計算区分(併用分)、95. 減免区分、96. 減免区分適用年度、97. 減免区分対象床面積(㎡)、98. 減免区分減免率、99. 共有者選択区分、100. 義務者共有区分(共有者)、101. 棟全体床面積(共有者)(㎡)、102. 棟全体専有部分床面積(共有者)(㎡)、103. 棟全体共用部分床面積(共有者)(㎡)、104. 連番(共有者)、105. 構成員氏名(共有者)、106. 構成員住所(共有情報)、107. 共有区分(共有者)、108. 割合(分子)(共有者)、109. 割合(分母)(共有者)、110. 宛名番号(共有者)、111. 部屋番号(共有者)、112. 新築軽減対象床面積(共有者)(㎡)、113. 専有部分床面積(共有者)(㎡)、114. 共有部分床面積(共有者)(㎡)、115. 備考(共有者)、116. 登記異動日(登記情報)、117. 登記異動理由(登記情報)、118. 家屋番号(登記情報)、119. 名義人氏名(登記情報)、120. 名義人住所(登記情報)、121. 建築年月日(登記情報)、122. 減失年(登記情報)、123. 種類区分(登記情報)、124. 構造区分(登記情報)、125. 屋根区分(登記情報)、126. 地上階層(登記情報)、127. 地下階層(登記情報)、128. 床面積(登記情報)、129. 1階床面積(登記情報)(㎡)、130. 1階以外床面積(登記情報)(㎡)、131. 住宅個数(概要調書)、132. 住宅部分床面積(概要調書)(㎡)、133. 一部減失分床面積(概要調書)(㎡)、134. 一部減失分評価額(概要調書)、135. 棟数加算区分(概要調書)、136. 貸家区分(概要調書)、137. 改築年(概要調書)、138. 改築による変動価格(概要調書)、139. 変動分集計年度(概要調書)、140. 変動分修正区分(概要調書)、141. 棟番号(備考)、142. 図面番号(備考)、143. 調査番号(備考)、144. 備考、145. 付箋情報

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<償却資産課税情報>

1. 個人番号、2. 賦課年度、3. 履歴情報、4. 申告受付日、5. 申告区分、6. 異動事由、7. 異動理由、8. 管理方法、9. 申告書発送不要フラグ、10. 所有者宛名番号、11. 所有者世帯番号、12. 所有者世帯識別、13. 所有者漢字氏名、14. 所有者カナ氏名、15. 所有者生年月日、16. 所有者住所、17. 所有者性別、18. 義務者宛名番号、19. 義務者世帯番号、20. 義務者世帯識別、21. 義務者漢字氏名、22. 義務者カナ氏名、23. 義務者生年月日、24. 義務者住所、25. 義務者性別、26. 管轄、27. 構築物前年前取得価額、28. 機械及び装置前年前取得価額、29. 船舶前年前取得価額、30. 航空機前年前取得価額、31. 車両及び運搬具前年前取得価額、32. 工具、器具及び備品前年前取得価額、33. 合計前年前取得価額、34. 構築物前年中減少取得価額、35. 機械及び装置前年中減少取得価額、36. 船舶前年中減少取得価額、37. 航空機前年中減少取得価額、38. 車両及び運搬具前年中減少取得価額、39. 工具、器具及び備品前年中減少取得価額、40. 合計前年中減少取得価額、41. 構築物前年中増加取得価額、42. 機械及び装置前年中増加取得価額、43. 船舶前年中増加取得価額、44. 航空機前年中増加取得価額、45. 車両及び運搬具前年中増加取得価額、46. 工具、器具及び備品前年中増加取得価額、47. 合計前年中増加取得価額、48. 構築物種類別合計取得価額、49. 機械及び装置種類別合計取得価額、50. 船舶種類別合計取得価額、51. 航空機種類別合計取得価額、52. 車両及び運搬具種類別合計取得価額、53. 工具、器具及び備品種類別合計取得価額、54. 合計種類別合計取得価額、55. 構築物理論帳簿価額、56. 構築物評価額、57. 構築物決定価格、58. 構築物課税標準額、59. 機械及び装置理論帳簿価額、60. 機械及び装置評価額、61. 機械及び装置決定価格、62. 機械及び装置課税標準額、63. 船舶理論帳簿価額、64. 船舶評価額、65. 船舶決定価格、66. 船舶課税標準額、67. 航空機理論帳簿価額、68. 航空機評価額、69. 航空機決定価格、70. 航空機課税標準額、71. 車両及び運搬具理論帳簿価額、72. 車両及び運搬具評価額、73. 車両及び運搬具決定価格、74. 車両及び運搬具課税標準額、75. 工具、器具及び備品理論帳簿価額、76. 工具、器具及び備品評価額、77. 工具、器具及び備品決定価格、78. 工具、器具及び備品課税標準額、79. 合計理論帳簿価額、80. 合計評価額、81. 合計決定価格、82. 合計課税標準額、83. 価格決定区分、84. 大臣配分決定価格、85. 大臣配分課税標準額、86. 知事配分決定価格、87. 知事配分課税標準額、88. 総合計理論帳簿価格、89. 総合計評価額、90. 総合計決定価格、91. 総合計課税標準額、92. 資産種類(明細資産)、93. 種類(明細資産)、94. 資産数量(明細資産)、95. 資産名称等(明細資産)、96. 帳簿価額(明細資産)、97. 特例区分(明細資産)、98. 細目異動事由(明細資産)、99. 増減区分(明細資産)、100. 非課税区分(明細資産)、101. 申告年度(明細資産)、102. 例外適用(明細資産)、103. 細目異動年月日(細目詳細)、104. 細目異動事由(細目詳細)、105. 資産の名称等(細目詳細)、106. 取得年月(細目詳細)、107. 増加減少区分(細目詳細)、108. 前年前取得数量(細目詳細)、109. 前年前取得価額(細目詳細)、110. 前年中減少数量(細目詳細)、111. 前年中減少価額(細目詳細)、112. 前年中取得数量(細目詳細)、113. 前年中取得価額(細目詳細)、114. 取得数量(細目詳細)、115. 取得価額(細目詳細)、116. 耐用年数(細目詳細)、117. 中古区分(細目詳細)、118. 課税標準の特例(細目詳細)、119. 例外適用区分(細目詳細)、120. 非課税区分(細目詳細)、121. 帳簿価額(本年度 細目詳細)、122. 帳簿価額(前年度 細目詳細)、123. 帳簿価額(一年目残存率 細目詳細)、124. 帳簿価額(二年目以降残存率 細目詳細)、125. 評価額(本年度 細目詳細)、126. 評価額(前年度 細目詳細)、127. 評価額(一年目残存率 細目詳細)、128. 評価額(二年目以降残存率 細目詳細)、129. 特例率(細目詳細)、130. 年度(耐用年数改正情報)、131. 耐用年数(耐用年数改正情報)、132. 評価額残存率(耐用年数改正情報)、133. 構築物全資産資産数、134. 構築物特例資産課税標準額、135. 構築物特例資産資産数、136. 構築物非課税資産決定価格、137. 構築物非課税資産資産数、138. 機械及び装置全資産資産数、139. 機械及び装置特例資産課税標準額、140. 機械及び装置特例資産資産数、141. 機械及び装置非課税資産決定価格、142. 機械及び装置非課税資産資産数、143. 船舶全資産資産数、144. 船舶特例資産課税標準額、145. 船舶特例資産資産数、146. 船舶非課税資産決定価格、147. 船舶非課税資産資産数、148. 航空機全資産資産数、149. 航空機特例資産課税標準額、150. 航空機特例資産資産数、151. 航空機非課税資産決定価格、152. 航空機非課税資産資産数、153. 車両及び運搬具全資産資産数、154. 車両及び運搬具特例資産課税標準額、155. 車両及び運搬具特例資産資産数、156. 車両及び運搬具非課税資産決定価格、157. 車両及び運搬具非課税資産資産数、158. 工具、器具及び備品全資産資産数、159. 工具、器具及び備品特例資産課税標準額、160. 工具、器具及び備品特例資産資産数、161. 工具、器具及び備品非課税資産決定価格、162. 工具、器具及び備品非課税資産資産数、163. 合計全資産資産数、164. 合計特例資産課税標準額、165. 合計特例資産数、166. 合計非課税資産決定価格、167. 合計非課税資産資産数、168. 大臣配分特例資産課税標準額、169. 知事配分特例資産課税標準額、170. 総合計全資産資産数、171. 総合計特例資産課税標準額、172. 総合計特例資産資産数、173. 総合計非課税資産決定価格、174. 総合計非課税資産資産数、175. 短縮耐用年数の承認、176. 増加償却の届出、177. 非課税該当資産、178. 課税標準額の特例、179. 特別償却又は圧縮記帳、180. 税務会計上の償却方法、181. 青色申告、182. 事業所等資産の所在地、183. eLTAX用納税者ID、184. eLTAX用申告区分、185. eLTAX用受付番号、186. 備考、187. 付箋情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面による申告などから入手する場合には、身分証明書の提示を求めるなど本人確認を行い、申告者などが納税義務者等以外の情報を誤って記載することのないよう、チェック及び注意喚起を行う。 ・市内又は他市町村から情報を入手する際は、納税義務者等以外の情報を入手しないよう、上司の許可を得た上で実施し、担当者と上司によるダブルチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	固定資産税システムからは、固定資産の所有者のファイルデータにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスが出来ないよう、アクセス制御が行われている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・固定資産税システムにアクセスできる者を限定し、ID及びパスワード認証により制限されている。
その他の措置の内容	・パスワードを定期的に変更している。 ・ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定 ・特定の従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないよう規定 ・個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従事者への研修、事故報告、取扱記録の作成、運搬方法について規定
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可の無い再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。
 <不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
 <誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
 <その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
 <その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<業務システムの運用における措置>
 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><小樽市における措置></p> <p>①職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を推奨するとともに、各種情報の積極的な収集を啓発している。</p> <p>②違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となり得る。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②請求方法	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-6②所属長	資産税課長 梅津政則	資産税課長 奥山 充	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月31日	I-6②所属長	資産税課長 奥山 充	資産税課長 森 洋一	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 	事後	精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	<p>・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>・セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。</p> <p>・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>・システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能</p> <p>11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能</p> <p>12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能</p>	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム4	(記載なし)	<p>①電子申告システム(eltax) ②・申告データの審査と管理 ・償却資産申告データの連携</p>	事後	精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-4法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令上の根拠明示
平成29年12月1日	I-5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26,27,28の項	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	精査による修正及び法令上の根拠明示
平成29年12月1日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(4)件	[○]提供を行っている(1)件	事後	精査による修正
平成29年12月1日	II-5 提供先1～4	提供先1(略) 提供先2(略) 提供先3(略) 提供先4 ①番号法第19条第8号 ②から⑦(略)	提供先1から提供先3までを削除し、提供先4を提供先1とする。 提供先1 ①番号法第19条第9号 ②から⑦(略)	事後	精査による修正及び法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	II-6保管場所	〈小樽市における措置〉 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。	〈小樽市における措置〉 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。	事後	ネットワークのセキュリティ強化に伴う認証方法等の変更
平成29年12月1日	III-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	法令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅲ-10	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-2システム3②システムの機能	4. 中間サーバとの連携機能 中間サーバ、又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	4. 中間サーバとの連携機能 中間サーバ、又は中間サーバ接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-6②所属長の役職	資産税課長 森 洋一	資産税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成31年3月15日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第15号	第19条第16号	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	V-1①実施日	平成27年1月15日	令和2年1月31日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年11月4日	I-5②法令上の根拠	<p><情報照会></p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p><情報照会></p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	Ⅱ-5提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	事後	法令改正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の内容	市内に所在する固定資産を所有するものに対し、地方税法の規定に基づき、固定資産を評価の上、固定資産税・都市計画税を賦課し、納税通知書を送付する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①所有者や納税義務者、納税管理人などの把握・確認、②納税通知書送付先の確認、③売買や死亡など所有者変動時における新所有者の把握・確認	市内に所在する固定資産を所有するものに対し、地方税法の規定に基づき、固定資産を評価の上、固定資産税・都市計画税を賦課し、納税通知書を送付する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①所有者や納税義務者、納税管理人などの把握・確認、②納税通知書送付先の確認、③売買や死亡など所有者変動時における新所有者の把握・確認、④還付に際しての公金受取口座情報の利用	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6①部署	財政部 資産税課	財政部 資産税課、納税課	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6②所属長の役職名	資産税課長	資産税課長、納税課長	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和5年4月3日	Ⅲ-4規定の内容	・小樽市個人情報保護条例等の遵守について規定	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ-5ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び小樽市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ-7特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<業務システムの運用における措置> 小樽市個人情報保護条例のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。	<業務システムの運用における措置> 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅳ-1②請求方法	小樽市個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。